

国立大学法人宇都宮大学学長選考会議規程

制 定	平成16	規程第101号
一部改正	平成16	規程第109号
〃	平成16	規程第123号
〃	平成20	規程第95号
〃	平成21	規程第1号
〃	平成22	規程第73号
〃	平成24	規程第52号
〃	平成27	規程第4号
〃	平成28	規程第10号
〃	平成28	規程第104号
〃	平成29	規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人宇都宮大学組織規程第9条第2項に基づき、国立大学法人宇都宮大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 学長選考会議は、次の委員をもって組織する。

- 一 国立大学法人宇都宮大学経営協議会規程第2条第3号に規定する委員のうち、経営協議会において選出された者 5名
 - 二 国立大学法人宇都宮大学教育研究評議会規程第2条第3号から第8号に規定する評議員のうち、教育研究評議会において選出された者 5名
- 2 委員が学長選考対象者となったときは、委員を退く。
- 3 前項の規定により委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとする。

(任期)

第2条の2 前条第1項に定める委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(権限)

第3条 学長選考会議は、次の権限を有する。

- 一 学長の選考
 - 二 学長の解任の申出
 - 三 学長の業務執行状況の確認
- 2 前項各号に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(公表)

第4条 学長選考会議は、前条第2項に規定する事項を定め、又は変更したときは、公表するものとする。

2 学長選考会議は、学長候補者を選考したときは、選考の結果、選考した理由及び選考の過程を公表するものとする。

(運営)

第5条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によって定める。

2 議長は、学長選考会議を主宰する。

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 学長選考会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 学長選考会議に関する庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年7月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月28日から施行する。